

特集

令和8年度税制 改正大綱の概要

税理士・税理士法人大手町トラスト代表社員：飯守 一文

目次	次
はじめに	
1 物価上昇局面における基礎控除等の対応	(1) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置
(1) 令和7年度改正の概要と課題	(2) 相続税等の財産評価
(2) 令和8年度改正	(3) ふるさと納税制度
2 「強い経済」の実現に向けた対応	(4) 教育資金一括贈与に係る贈与税非課税措置
(1) 大胆な設備投資促進税制	(5) 公的年金等控除
(2) 研究開発税制	(6) 青色申告特別控除
(3) オープンイノベーション促進税制	(7) インボイス制度
(4) 賃上げ促進税制	(8) 国境を越えた電子商取引に係る消費税
(5) 住宅ローン控除、NISA及び暗号資産取引課税	(9) 道府県民税利子割に係る清算制度
(6) 事業承継税制	4 その他の課題への対応
(7) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	(1) 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置
3 公平性を確保するための税制の見直し	(2) 自動車関係諸税
	むすびに

はじめに

自由民主党・日本維新の会「令和8年度税制改正大綱」（以下「大綱」という。）が令和7年12月19日にとりまとめられた。今般の税制改正では、7月の参議院議員選挙を経て衆参両院で少数与党に転じ、自民党

が公明党に代えて日本維新の会と連立を組んで10月に高市新内閣が発足、その後程なくして税制改正論議が始まったほか、自民党税制調査会の幹部（インナー）が大幅に入替えられるという異例の展開を辿った。11月20日に開かれた自民党税調総会で、投資の促進、賃上げ、物価への対応を重要課

題と位置付けて議論が始まったが*1、新体制による短期間での大綱のとりまとめは、「責任ある積極財政」というスローガンだけでなく、少数与党下で予算案・税制改正関連法案の成立への協力を取り付けたい野党との調整が不可避で、大胆な妥協と結論の先送りなくしては実現され得ないものであった。

令和7年度改正においては、所得税非課税枠「年収103万円の壁」の103万円から178万円への引上げという国民民主党の主張に対し、123万円まで引き上げる内容の税制改正大綱が一旦とりまとめられた後、年明けの協議を経て、所得制限を付した上で160万円まで引き上げる修正が行われて法案が策定された。これに対し、令和8年度改正においては、国民民主党との調整を経た上で大綱がとりまとめられたものの、通常国会で大綱どおりの税制改正関連法案が政府案として提出され本年3月末までに成立するかどうかは必ずしも見通せない。

以下、主要な改正項目について概観する。

1 物価上昇局面における基礎控除等の対応

(1) 令和7年度改正の概要と課題

イ 基礎控除等の引上げ

基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応するため、基礎控除が48万円から58万円に10万円引き上げられる（物価上昇を勘案し20%の引上げ）とともに、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に10万円引き上げられた。

ロ 基礎控除の上乗せ特例

低所得者層の税負担に配慮し、生活保護基準や最低賃金の水準等を勘案し、恒久的な措置として37万円が上乗せされ、また、中所得者層を含めた税負担を軽減するため、物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、令和7・8年限りの措置として、合計所得金額に応じた段階的な上乗せが行われた。

ハ 残された課題

以上の見直しにより、課税最低限は所得制限・時限措置付きながら103万円から160万円へと57万円（10万円+10万円+37万円）引き上げられた。しかし、所得制限のない恒久的措置としての178万円という国民民主党の主張との間ではなお隔たりがあったほか、同党が主張する最低賃金の伸び率と物価上昇率とのいずれを引上げ幅の参考にするかも課題として残されていた。

(2) 令和8年度改正

上記(1)ハの課題に係る調整は大綱とりまとめ最終盤まで難航したが、次の内容で4党（国民民主党のほか昨年の三党合意の当事者であった公明党を含む。）の合意に至り、大綱に盛り込まれた。令和8年分の所得税及び令和9年度分の個人住民税から適用される（令和8年分所得への適用は年末調整からとなる）。

イ 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設

上記(1)イの課題に対応していくため、今後、次のような基本的考え方に基づいて基礎控除等を適時に見直すこととされた。

- ・ 基礎控除の本則部分については、物価

*1 日経記事「維新・野党、自民に減税圧力」（令和7年11月21日）

に連動して2年ごとに見直し、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗ずることで調整する。

- ・ 給与所得控除の最低保障額についても、基礎控除の本則と同様の措置を講ずる。令和8年度改正においては、令和8年・9年分所得に適用される控除額として、令和5年10月から令和7年10月までの2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率6.0%を踏まえ、基礎控除の本則については現行58万円を62万円に（+4万円）、給与所得控除の最低保障額については現行65万円を69万円に（+4万円）それぞれ引き上げる。これにより、課税最低限は168万円まで引き上げられる。

源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、見直し初年は、月次の源泉徴収等では対応せず年末調整から対応される。

□ 「三党合意」を踏まえた更なる対応

令和7年度改正において恒久的な制度として措置された基礎控除の特例（収入金額200万円まで37万円）は、今後も生活保護基準額を勘案して見直していくことを基本としつつ、就業調整対応や中低所得者配慮の観点から、課税最低限を178万円まで先取りして引き上げる。

具体的には、上記①の168万円との差額10万円について、

- ・ 基礎控除の特例のうち37万円を5万円引き上げるとともに、対象者も給与収入200万円相当までから475万円相当までに拡大する。
- ・ 給与所得控除の最低保障額も同様に5万円引き上げる。

さらに、給与収入475万円相当から665万円相当までを対象としている10万円の基礎

控除の特例を32万円引き上げることとされた。

（基礎控除の特例）

給与収入	現行	改正後
200万円相当まで	37万円 (恒久措置)	42万円 (うち37万円は恒久措置)
200万円相当から475万円相当まで	30万円	42万円
475万円相当から665万円相当まで	10万円	42万円
665万円相当から850万円相当まで	5万円	5万円

この引上げは、物価高で厳しい状況にある中低所得者に配慮したものであることや、給付付き税額控除の議論の中で中低所得者層の給付・負担のあり方を検討していくことを踏まえ、令和7年度改正において時限措置とされた基礎控除の特例を含め、令和8年・9年の時限措置として講じられる。また、今後、生活保護基準額が178万円に達するまでは、課税最低限178万円を維持しつつ、物価連動による基礎控除の本則部分と給与所得控除の最低保障額の引上げに応じて、同額を特例措置からそれぞれ振り替えていくこととされた。

ハ 連動する見直し

今般の見直しに伴い、同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を58万円以下から62万円以下に、勤労学生の合計所得金額要件を85万円以下から89万円以下に引き上げる等の措置が講じられた。

物価上昇を踏まえ、税制上の基準額も見直され、自動車等を使用する場合の通勤手当の非課税限度額の引上げ（通勤距離が片道65km以上の者）や、使用者からの食事の支給により受ける経済的利益について所得

税が非課税とされる使用者負担額上限の引上げ（月額3,500円から7,500円へ）等の措置が講じられる（改正による減収額はそれぞれ20億円）。

ひとり親控除の控除額について、所得税で35万円が38万円に、個人住民税で30万円が33万円に引き上げられる（令和9年分の所得税及び令和10年度分の個人住民税から適用。本改正による減収額は所得税10億円、個人住民税24億円）。

高校生年代の扶養控除の令和9年分の所得税及び令和10年度分の個人住民税における取扱いについては、令和6年度改正以降の検討課題であったが、現行制度を維持することとされた。

二 コメント

「三党合意」を踏まえた更なる対応」という見出しが物語っているとおり、「税は政治なり」を最も見せつけられる改正項目であった。「手取りを増やす」という他党の人気政策を丸飲みしても政権安定化に資するという点で政治的意義の大きな改正であったと言える^{*2}。しかし、過去の経緯や理論を踏まえた見直しは、令和7年度改

正同様に脇に追いやられた感が強い^{*3}。かつて当然に一律と考えられていた基礎控除額が区々になる理由も、「中所得者層を含めて税負担を軽減する観点から、所得税の基礎控除の特例を創設」^{*4}としか説明されていない。ただし、基礎控除や給与所得控除にインデクセーション（物価スライド制）が導入された点は我が国税制において画期的であり評価に値する^{*5}。

本改正による所得税減収額（平年度）は6,680億円と大きい^{*6}、個人ベースの手取りの増加額は限定的で、例えば、控除増加額と適用税率が相対的に大きい給与収入665万円の場合でも、基礎控除が36万円増加し適用税率が20%であるため所得税の減収額は7.2万円（給与収入に対する比率1.1%）にとどまり^{*7}、手取りを増やす方策としては経済政策・財政政策の観点から大いに疑問が残る。ただ、就業調整抑制という政策効果は相応に期待される。

2 「強い経済」の実現に向けた対応

(1) 大胆な設備投資促進税制

国内における高付加価値化型の設備投資

^{*2} 国民民主党の古川税調会長は、交渉後、玉木代表に「丸のみだ」と誇ったという。日経記事「国民、連立手前まで接近」（令和7年12月20日）。同代表は、赤字国債の発行を可能とする特例公債法の改正にも協力する旨表明した。日経記事「赤字国債発行へ「法改正に協力」（令和7年12月19日）

^{*3} 年収の壁に関する見直しにおいて、所得控除や課税最低限のあり方、最低生活費との関係、給与所得控除のあり方などの理論的な議論・整理がなされていないことについては、令和7年度改正時と同様である（前年度大綱に関し、拙稿・本誌2025年2月号8頁参照）。この問題については、現在、政府税制調査会の活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立的な税制に関する専門家会合において「令和7年度税制改正法（所得税法等の一部を改正する法律）により検討が求められている所得税の各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方等」として検討が進められている。

^{*4} 財務省「令和7年度税制改正の解説」79頁

^{*5} 令和7年度税制改正法附則第81条第2項において「基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、…物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的方向性により、具体的な方策を検討する」とされていた。

^{*6} 所得税減収額の令和8年度予算（所得税）25兆3,250億円に対する割合は2.6%と大きく、省庁予算で言えば国税庁の令和8年度予算（6,390億円）に匹敵する。給与階級別給与所得者分布でみると、ボリュームゾーンである年収200万円台～500万円台（200万円台13.2%、300万円台16.1%、400万円台15.3%、500万円台11.8%の計56.4%）に対する減収効果が大きいためであると考えられる。国税庁「令和8年度予算の概要について（経費関係）」、同「令和6年分 民間給与実態統計調査」22頁参照。なお、地方税においても、個人住民税814億円の減収が見込まれている。

^{*7} 税制改正による増減収見込は、「令和8年度税制改正の大綱」（令和7年12月26日閣議決定）の参考1・2による（以下同じ）。「物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇」という政府目標も下回る。新しい資本主義実現会議「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）1頁

を推進する観点から、産業競争力強化法の確認手続きを経た設備投資計画に基づき取得した、生産等に必要な一定規模以上の設備等（機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェア）を対象に、即時償却（普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却）又は税額控除率7%（建物、建物附属設備及び構築物は4%）の選択適用を認める、特定生産性向上設備等投資促進税制を創設することとされた*8。

特定生産性向上設備等の要件として、投資計画に係る取得価額の合計額が35億円以上（中小企業者等については5億円以上）であること、投資計画における年平均の投資利益率（ROI水準）が15%以上となることが見込まれること等が求められる。

なお、税額控除における控除税額は当期法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は3年間の繰越しができる（予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について産業競争力強化法の認定を受けた場合に限る）。

本税制は、令和7年秋の総合経済対策において「資産運用立国の更なる推進と成長投資拡大に向けた環境整備」の一環として打ち出されていたもので*9、本改正による減収額（平年度）は4,100億円と基礎控除等の見直しに次ぐ規模になることからも肝入りの政策であることが伺われる。

ただ、これと類似する制度は過去にも存在した。アベノミクス（第二次安倍政権）の成長戦略の一環として平成26年度改正で創設された生産性向上設備促進税制（特例）では、産業競争力強化法の施行（平成26年1月）から平成28年3月末までの間に取得等をされた特定生産性向上設備等について、即時償却と税額控除率5%（建物及び構築物については3%）の選択適用が認められていた（同税制は平成28年3月末の期限をもって廃止）*10。新制度で求められる投資利益率15%以上は、現行の中小企業経営強化税制（B類型）の7%以上の倍以上で、投資下限額も高いなどハードルは高く設定されている。一方、中小企業経営強化税制においても、経営力向上計画の申請や経産大臣の認定が事前に必要で、計画終了後の実施計画報告制度があるものの、投資利益率の事後検証がどの程度行われているかは定かでなく、新制度の実効性を高めるためには投資後の投資利益率を数年にわたり厳格に検証する仕組みが必要である。

(2) 研究開発税制*11

イ 戦略技術領域型

国家戦略として重要な技術領域への企業の研究開発を促す観点から、研究開発税制において新たに「戦略技術領域型」が創設され、産業技術力強化法の重点産業技術（仮称）（AI・先端ロボット、量子、半導

*8 自民党と国民民主党との合意文書において、「いわゆる「ハイパー償却税制」を求める国民民主党の主張を入れ」とされている。日経オンライン記事「税制改正、自民党と国民民主党の合意文書 全文」（令和7年12月18日）
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA18BUX0Y5A211C2000000/>

*9 「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）52頁

*10 財務省「平成26年度税制改正の解説」422頁、同「平成28年度税制改正の解説」440頁。なお、同税制（原則）では、産業競争力強化法の施行から平成29年3月末までの間に取得等をされた特定生産性向上設備等について、特別償却率50%（建物及び構築物については25%）又は税額控除率4%（同2%）の選択適用が認められていたが、平成29年3月末の期限をもって廃止された。

*11 改正による影響額は、戦略技術領域型の創設等で980億円の減収、一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し等で1,070億円の増収で、研究開発税制の見直しによりトータルで90億円の増収となる。

体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙)に係る試験研究費(重点産業技術試験研究費)について、既存の措置とは別枠で、当該研究費の額の40%(認定研究開発機関との共同・委託研究を行う重点産業技術試験研究費の場合は50%)の税額控除ができることとされた。控除税額は、当期の法人税額の10%を上限とし、控除限度超過額は3年間の繰越しができる。

ロ 一般型・中小企業技術基盤強化税制

一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、企業が試験研究費を増加させるインセンティブを強化するため税額控除率及び控除税額の上限の見直しを行った上で、適用期限が3年延長される。

中小企業技術基盤強化税制については、増減試験研究費割合が12%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例などの適用期限を3年延長するとともに、控除限度超過額については、3年間の繰越しができる。

ハ 租税特別措置の不適用措置

大企業につき研究開発税制等の生産性の向上に関連する税額控除の規定(特定税額控除規定)の適用を認めない措置について、上記イ(繰越税額控除制度を除く。)を対象に加える等の見直しを行った上で、適用期限が2年延長される。

(3) オープンイノベーション促進税制

オープンイノベーション促進税制(特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例)について、スタートアップの出口戦略の多様化(M&Aの促進)の課題に対処する観点から、対象となる特定株式に、発行人以外からの購入により

取得した特別新事業開拓事業者の株式で取得の日から3年以内に発行人の総株主の議決権の過半数を有することとなることが見込まれるものを加える(その特定株式の取得価額の20%以下の金額を特別勘定の金額として経理した場合に損金算入できる)等の見直しを行った上で、その適用期限が2年延長される。

(4) 賃上げ促進税制

賃上げ促進税制(給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度)について、令和6年度改正での抜本強化後の賃金上昇率の上昇、税制が生産性の高い分野への労働移動を阻害する可能性、中小企業の人手不足等を踏まえ、大企業向け措置については適用期限を待たずに令和8年3月末をもって廃止される。従業員数2,000人以下の中堅企業向け措置については、令和8年度においては要件を強化しつつ継続し、適用期限(令和9年3月末)をもって廃止される。中小企業向け措置については、人材獲得競争の中で防衛的賃上げに取り組む企業にも配慮し、令和8年度は現行制度を維持し、期限到来時に適用状況等を踏まえ、必要な見直しが検討される。なお、教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件については、教育訓練費の増加額を税額控除額が上回る場合があるという会計検査院の指摘を踏まえ、廃止される。

本改正は増収項目であり、増収額(平年度)は6,750億円と改正項目の中で最も大きい。経済実態と制度がミスマッチになってきているだけでなく、大胆な設備投資促進税制創設との見合いや租税特別措置の簡素合理化による財源確保という趣旨もあると思われる。

(5) 住宅ローン控除、NISA及び暗号資産 取引課税

イ 住宅ローン控除

住宅ローン控除（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）について、既存住宅の利活用の促進とともに省エネ性能の向上の観点から、適用期限を5年間延長した上で、次の見直しが行われる（本改正による減収額は90億円）。

- ① 既存住宅のうち認定住宅・ZEH水準省エネ住宅に係る借入限度額を引き上げる。
- ② 子育て世帯等（特例対象個人）への上乗せ措置の対象を省エネ基準適合以上の既存住宅にも拡充する。
- ③ 省エネ基準適合以上の既存住宅の控除期間を10年間から13年間に拡充する一方、令和12年度以降、新築等が認められなくなる予定の省エネ基準適合住宅は、新築・既存住宅ともに借入限度額を見直した上で、新築住宅は令和10年以降は適用対象外とする。
- ④ 世帯規模の変化を踏まえ、床面積要件について、40㎡に緩和されている特例の適用範囲を、既存住宅にも拡充する。子育て世帯等で、本特例を利用しない場合には、借入限度額の上乗せ措置を利用できる。
- ⑤ 土砂災害などの災害レッドゾーンでの新築（建替えを除く。）は適用対象外とする。

かつて住宅ローンの借入利率が当時の控除率（借入金年末残高の1%）を下回り逆ザヤになっているとの会計検査院の指摘（平成30年度決算検査報告）を受け、令和4年度改正で控除率が0.7%に圧縮された。低金利政策が見直され金利のある世界に戻

った現在、ローンの金利負担が増える傾向にあるほか、首都圏にとどまらず全国的に住宅価格の異常な高騰が続いている状況から、本制度に対するニーズはより一層高まっていると思われる。

ロ NISA

NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）の対象年齢が18歳以上とされているが、次世代の資産形成を支援する観点から、つみたて投資枠の対象年齢を0歳まで拡充し、その際、口座保有者である子が0～17歳の間については、年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円とする、子の年齢が12歳以降、子の同意を得た場合のみ親権者等による払出しを可能とする、子の年齢が18歳に達した際、年間投資枠等について18歳以上向けの制度に移行することとされた。

つみたて投資枠の対象となる指数について、国内市場を対象とした株式指数のうち一定のものを新たに追加するほか、先進国・新興国の株式指数単体で組成された投資信託商品も併せて追加し、さらに、債券が運用資産の50%を超える投資信託が対象に加えられる。

旧制度であるジュニアNISAは、払出制限と5年ごとのロールオーバーによる使い勝手の悪さが利用低迷につながり、令和2年度改正において廃止された（令和5年末で制度終了）。一方、岸田政権の看板政策として大幅な見直しが行われた新NISA制度が着実に浸透し（令和7年6月末で2,696万口座^{*12}）、貯蓄から投資への流れが起きつつある中、投資立国化・少子化対策に資する全世代型NISAが実現する。

*12 金融庁調べ

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/survey/>

本改正による減収額は60億円である。今般の改正において、投資商品を入替しやすくするための非課税保有限度額の当年中の復活^{*13}は見送られた。

ハ 暗号資産取引に係る課税

暗号資産取引に係る課税について、金融商品取引法等の改正を前提に、国民の資産形成に資する暗号資産に限って、その現物取引、デリバティブ取引及びETFから生ずる所得が分離課税の対象とされる。国民が安心して暗号資産市場に参加できる環境の構築を図る観点から、3年間の繰越控除制度が創設される。

(6) 事業承継税制

法人版事業承継税制（特例措置）における特例承継計画の提出期限を令和9年9月末まで1年6月延長し、個人版事業承継税制における個人事業承継計画の提出期限を令和10年9月末まで2年6月延長することとされた。

これらの措置は、中小企業等の経営者の円滑な世代交代を通じた生産性向上という待ったなしの課題を解決するための時限措置であり、適用期限到来後のあり方については、世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念に加えて、本措置の適用状況や課税の公平性等の観点も踏まえて多角的な検討を行い、令和9年度税制改正において結論を得ることとされた。

特例株式等納税猶予（相続税・贈与税）の平成30年分から令和5年分までの利用状況は、累計人員で7,143人、累計税額で約

7,259億円となり^{*14}、平成30年度における減収見込額（初年度310億円、平年度710億円）に基づく令和5年までの累計見込額3,860億円の1.8倍を超える。こうした状況から特例措置の廃止は無理からぬ面があるが、一般措置と比較した使い勝手の良さと猶予割合の高さが特例措置利用の主な要因であると考えられるため、特例措置廃止後は一般措置における使い勝手向上のための工夫が不可欠である。

(7) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、取得価額の基準を30万円未満から40万円未満に引き上げる等の見直しを行った上で、3年延長される（本改正による減収額（平年度）は20億円）。

3 公平性を確保するための税制の見直し

(1) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置（特定の基準所得金額の課税の特例）について、税負担の公平性の確保を図る観点から、基準所得金額（給与・事業所得、株式等の譲渡所得、土地建物の譲渡所得、その他の各種所得を合算した所得金額）から控除する特別控除額を3.3億円から2分の1の1.65億円に引き下げ、税率を22.5%（総合課税の最高税率45%の2分の

^{*13} 年間投資可能額は、短期的な回転売買を抑制するため、その年の「買付額」ベースで管理されている。年初の非課税保有残高と保有限度額1,800万円までの差が年間投資可能額（360万円）に満たない場合、投資可能額はその差の範囲内に限定される。

^{*14} 国税庁統計年報から集計
<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/tokei.htm>

1) から30% (同3分の2) に引き上げ、令和9年分の所得税から適用される。

米国AMT (Alternative Minimum Tax) に倣ってミニマムタックスとも呼ばれるこの措置は、合計所得金額が1億円を超えるような高所得者層において分離課税適用所得のウェイトが高くなるために所得税負担率が下がる「1億円の壁」の問題に対応するために令和5年度改正において導入された。本改正による増収額(平年度)は2,870億円と賃上げ税制の見直しに次ぐ規模で、富裕層への課税強化、減税に伴う代替財源確保を図る狙いがある。ミニマムタックスが課される所得水準は、仮に所得が全て分離課税(所得税率15%)の対象所得であったとすれば、約10億円からその3分の1に下がる計算になる^{*15}。非上場株式オーナーがM&Aで多額の株式譲渡所得を得る場合などには留意が必要である。

(2) 相続税等の財産評価

相続税法の時価主義の下、貸付用不動産の市場価格と通達評価額との乖離の利用によって相続税や贈与税の税額が大幅に圧縮されている事例が把握されていることを踏まえ、その取引実態等を考慮し、評価の適正化及び課税の公平性を図る観点から、次の①及び②の貸付用不動産の評価方法の見直しが行われる(通達改正)。

① 賃貸マンション等

被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時

期における通常の取引価額に相当する金額によって評価される。評価額は、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に相当する金額とすることができる。

② 商品として小口化された貸付用不動産
不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価される。評価額は、課税上の弊害がない限り、出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、事業者等が把握している適正な売買実例価額又は定期報告書等に記載された不動産の価格等を参酌して求めた金額とすることができる。ただし、これらに該当するものがないと認められる場合には、①に準じて評価される(取得時期や評価の安全性を考慮)。

上記の改正は、令和9年1月1日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用される。ただし、①の改正については、当該改正を通達に定める日までに、被相続人等がその所有する土地(同日の5年前から所有しているものに限る。)に新築をした家屋(同日において建築中のものを含む)には適用されない。

不動産の相続税評価方法を巡っては、令

^{*15} 改正前： $(x-3.3) \times 22.5\% = x \times 15\%$ $\therefore x=9.9$ ；改正後： $(x-1.65) \times 30\% = x \times 15\%$ $\therefore x=3.3$

なお、ミニマムタックスが課される平均的な所得水準は、改正前の30億円から6億円に下がり、対象者数は200人程度から2,000人程度に増加するとされている。財務省「令和5年度税制改正の解説」235頁、時事通信ニュース「所得6億円超、課税30%に強化＝超富裕層の「1億円の壁」是正」(令和7年12月19日)

<https://sp.m.jiji.com/article/show/3676740>

和4年4月19日最高裁判決を契機に、令和5年度大綱においてマンションの評価方法の適正化を検討することとされ、令和5年9月のマンション通達発遣により分譲マンション等の区分所有不動産の評価の適正化が図られたものの、依然として、同通達が適用されない一棟所有の賃貸用マンションをはじめとする貸付用不動産を利用したスキームが散見されていたため、今般の改正に至った^{*16}。

①については、課税時期前5年以内取得の場合に時価評価となるが、取得価額の8割（地価変動等を考慮）を時価とすることができる。非上場株式の純資産価額評価において課税時期前3年以内に取得した不動産については、適正な株式評価を行うためには時価評価が原則であり、直前取得により時価が明らかでもあることから、時価評価が求められるが^{*17}、今般の改正においては、時期を2年長く設定する一方、評価額は取得時から課税時期までの地価変動の影響等や評価の安全性を考慮して2割減とされた。これに対し、②は商品化されている現状を踏まえて取得時期にかかわらず時価評価を原則化したものであろう。

評価の安全性を考慮せざるを得ない財産評価方法を逆手にとった節税スキームは不動産だけでなく非上場株式を巡っても散見され、課税庁による総則6項適用を巡る争訟が相次ぐ現状にある^{*18}。非上場株式の評

価については、会計検査院から見直しの必要性が指摘されており^{*19}、今後見直しが行われることは確実であろう。

(3) ふるさと納税制度

ふるさと納税（個人住民税における都道府県等に対する寄附金に係る寄附金税額控除）について、高所得者の特例控除額が所得に応じて上限なく増える仕組みを是正し、控除限度額を、個人住民税所得割額の2割と193万円（給与収入1億円相当）のいずれか低い金額とされる（令和10年度分以後の個人住民税について適用）^{*20}。

なお、都道府県等が実施する事業に活用できる寄附金の割合を高められるよう、その割合が60%以上とされるとともに、その使途の公表が求められる。

(4) 教育資金一括贈与に係る贈与税非課税措置

教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置については、これまでの利用の実態や格差固定化の懸念、教育費の無償化や負担軽減の進展、NISAの拡充等も踏まえ、適用期限（令和8年3月末）を延長しないこととされた。

(5) 公的年金等控除

公的年金等に係る雑所得に関し、給与等の収入金額及び公的年金等の収入金額を有

^{*16} 政府税制調査会・経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合における国税庁説明資料（令和7年11月13日）

^{*17} 財産評価基本通達185括弧書き。国税庁・資産評価企画官情報2号（平成29年4月17日）9参照

^{*18} 前出^{*16}によれば、令和6事務年度までの10年間における総則6項適用件数は、不動産13件、株式14件の計27件に及ぶ。なお、総則6項を巡る訴訟の簡潔な紹介として、拙稿・本誌2025年8月号2頁

^{*19} 会計検査院「令和5年度決算検査報告」（令和6年11月6日）654頁以下において、「異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間での株式の評価の公平性や社会経済の変化を考慮する」ことなどが求められている。

^{*20} 給与収入1億円の場合で約438万円までの寄附額であれば自己負担は2,000円にとどまる。

$(x-2,000) \times (90\%-45\% \times 1.021) = 1,930,000 \quad \therefore x \approx 4,380,000$

する者について、その年分の給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額が280万円を超える場合には、その超える部分の金額がその公的年金等控除額から控除される（令和9年分以後の所得税について適用）。令和7年度大綱において、在職老齢年金制度の見直しが行われた場合に税負担額の調整を行うこととされており、令和7年6月に成立した年金制度改正法における在職老齢年金制度の見直し（老齢厚生年金の支給停止基準額を令和8年4月より50万円から62万円に引き上げ）を受けた措置である（本改正による増収額は50億円）。

(6) 青色申告特別控除

55万円の青色申告特別控除について、その年分の所得税の確定申告書等の提出をe-Taxを使用して行うことが適用要件に加えられ、控除額が65万円に引き上げられる。65万円の青色申告特別控除について、対象者を、上記の要件を満たす者であって、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳につき、電子帳簿保存法に定める方法で電磁的記録の保存等を行っていることとの要件を満たすものとした上で、控除額が75万円に引き上げられる。10万円の青色申告特別控除の対象者から、不動産所得又は事業所得に係る収入金額が1,000万円を超えるものが除外される（いずれも令和9年分以後の所得税について適用）。

(7) インボイス制度

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の社会的な定着をより確実なものとする観点から、適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置について、2割特例の終了後に簡易課

税制度への移行が原則となるところ、これまで2割特例の対象となっている個人事業者も含め、その納税額を売上税額の3割とすることができる経過措置が2年に限り講じられる。

適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、控除可能割合を段階的に縮減する（令和13年9月末で廃止）とともに、租税回避等を防止する観点から、課税期間における一の免税事業者等からの課税仕入れのうち本経過措置の対象とできる上限額が10億円から1億円に引き下げられる。

(8) 国境を越えた電子商取引に係る消費税

国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化を図る観点から、少額輸入貨物に対する免税制度の対象となる取引について、その販売者に消費税の納税義務を課すとともに、プラットフォーム事業者に物品販売に係る納税義務を転換する制度が導入される（本改正による増収額は410億円）。

非居住者が国内に所在する不動産の売買等を行う際に負担する仲介手数料等について、居住者との公平性の観点から、消費税の課税対象とするよう見直される。

オーバーツーリズム対策の強化等の観光施策に必要となる財源を確保するため、国際観光旅客税の税率が出国1回につき1,000円から3,000円へ引き上げられる（本改正による増収額は1,200億円）。

(9) 道府県民税利子割に係る清算制度

住所地課税の例外となっている道府県民税利子割について、インターネット銀行等の利用拡大により、あるべき税収帰属地と課税団体との乖離が拡大していることを踏

まえ、金融機関が特別徴収した税を口座所在地の都道府県に納入する仕組みを維持しつつ、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算制度が新たに導入される。

4 その他の課題への対応

(1) 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

令和5年度大綱において「令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施する」こととされていた防衛力強化に係る財源確保のための税制措置について、令和6・7年度改正でたばこ税の引上げ、令和7年度改正で防衛特別法人税の創設が行われ、令和8年度改正で防衛特別所得税（仮称）が創設される。防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額（復興特別所得税のそれと同じ）に1%の税率を乗じて計算した金額とされ、復興特別所得税の税率が2.1%から1.1%に引き下げられる（令和9年分以後の所得税等について適用）。

(2) 自動車関係諸税

自動車関係諸税^{*21}は、道路財源確保の要請だけでなく、カーボンニュートラル等のエネルギー政策、物価高対策、更には米国関税政策などの多角的な要因により見直しの議論が錯綜しているが、大綱では以下の方針が示されている。

① 環境性能割

米国関税措置による国内自動車産業への

影響緩和やユーザーの負担軽減等の観点から、令和8年3月末をもって廃止される。

② 自動車税・軽自動車税（種別割）

エンジン車、電気自動車（EV）、ハイブリッド車（HV）、プラグインハイブリッド車（PHV）といった多様な動力源（パワートレイン）間の税負担の公平性を確保するため、令和9年度改正で見直しが行われる。特にEVについては、従来の最低税率一律適用を改め、車両重量に応じた課税方式が導入される。なお、グリーン化特例（エコカーは減税対象、経年車（ガソリン車、LPG車、ディーゼル車）は重課対象）は2年間延長される。

③ 自動車重量税

エコカー減税は燃費基準達成度を引き上げた上で2年延長されるが、令和9年5月の基準引上げ時には激変緩和措置が講じられる。また、利用段階での税負担公平化と納税の簡素化を目的として、令和9年度改正において自動車重量税の特例加算分が新設される^{*22}。

④ 燃料課税

揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税の「当分の間税率」（旧暫定税率）については、令和7年11月5日の与野党6党合意に基づき、揮発油税・地方揮発油税は令和7年12月末、軽油引取税は令和8年4月1日をもって廃止される。

むすびに

令和8年度改正により国税は平年度ベー

^{*21} 現在の自動車税制は、その課税タイミングによって以下の3段階に分類される（*は道路財源）。

〈取得段階〉環境性能割（旧自動車取得税）*、消費税
 〈保有段階〉自動車税・軽自動車税（種別割）、自動車重量税*
 〈利用段階〉揮発油税・地方揮発油税*、軽油引取税*、石油ガス税*

^{*22} 本来「保有段階」の税である自動車重量税の特例加算分として徴するもので、自家用のEV及びPHV（税率はEVの2分の1）を対象とした実質的な走行課税（走行した距離に応じた課税）の性格を有する。

スで390億円の増収となる（ほぼレベニューニュートラル）^{*23}。減収項目として、基礎控除等引上げ6,680億円、大胆な設備投資減税4,100億円等があったものの、増収項目として、賃上げ税制見直し6,750億円、ミニマムタックス強化2,870億円、国際観光旅客税引上げ1,200億円等で補った。物価高対策や大胆な投資減税の一方で、大企業と富裕層に対する課税強化が全体の中で

際立つ形となり、その意味ではメリハリの利いた改正であったという評価が可能であろう。また、平年度ベースで増収となるのは令和2年度以来となる^{*24}。

なお、代替財源確保^{*25}、給付付き税額控除の導入^{*26}、租税特別措置の見直し^{*27}等については、残された課題として引き続き議論が行われる予定である。



飯守 一文
(いもり・かずふみ)

野村資産承継
研究所 顧問

◆**経歴**

1986年に国税庁に入庁後、国際調査管理官、国際業務課長、徴収課長、法人課税課長、沖縄国税事務所長等を歴任し、徴収部長を最後に2022年に退官。この間、筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授、税理士試験委員（国税徴収法、法人税法）を務めたほか、OECD（経済協力開発機構）や税務当局間の国際会議に参加。2022年9月、税理士法人大手町トラスト社員税理士（2023年1月から代表社員）、野村資産承継研究所顧問に就任。

◆**共著**

「移転価格税制の理論と実務」（大蔵財務協会）、「国際課税の理論と実務 73の重要課題」（同）、「国際課税ルールの新しい理論と実務-ポストBEPSの重要課題」（中央経済社）

◆**論文・寄稿**

「米国移転価格税制の検討と若干の提言」（筑波ロー・ジャーナル9号）、「OECD等におけるBEPS行動計画及び自動的情報交換に関する議論」（租税研究791号）、「欧州等における徴収共助」（同801号）、「EU VATを巡る諸課題：Rate StructureとExemptions」（同825号）、「デジタル課税の制度と執行を巡る議論」（同852号）ほか

◆**所属学会**

租税法学会、国際租税協会（International Fiscal Association (IFA)）

*23 地方税収は平年度7,469億円の減収となる。

*24 令和6年度は定額減税や賃上げ税制等の要因で2兆9,010億円、令和7年度は基礎控除等引上げ等の要因で6,610億円の減収見込となっていた。

*25 大綱において、当分の間税率廃止及び教育無償化に係る財源確保、地方の安定財源確保については令和9年度税制改正において結論を得るとされている。

*26 中低所得者向けに税控除と給付を実施する給付付き税額控除には関係省庁・年金機構間での情報連携や実施体制の在り方など課題が多い。令和8年6月までの中間整理を目指して政府・与野党間で協議が行われる。日経記事「給付付き控除の「国民会議」」（令和7年12月29日）

*27 租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚会議において検討を行うこととされ（賃上げ促進税制や研究開発税制等については既に大綱に盛り込み済み）、内閣官房において提案募集が行われている。

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/sozei/teianboshu.html>